

○ 西いぶり広域連合職員等公務災害補償条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 2 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、職員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合に、法令に定める補償以外の補償について必要な事項を定めることを目的とする。

(室蘭市条例の準用)

第 2 条 この条例の施行については、室蘭市職員等公務災害補償条例（昭和 4 8 年室蘭市条例第 3 5 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。